

**令和 7 年度「台湾・香港市場からのインバウンド誘客を目的とした瀬戸内エリア
における新たな観光ルート開発及び情報発信事業」業務
公募型プロポーザル説明書**

1 業務概要

(1) 業務の目的、趣旨

本業務は、台湾・香港市場からの更なる FIT の誘客を目的に広島空港および高松空港を利用した新たな旅行形態となるオープンジョーのルート提案、およびルート上に点在するまだ知られていない魅力ある観光コンテンツ等を併せて情報発信することで、四国・瀬戸内エリアの認知度を向上させ、FIT に「選ばれる」エリアとなることを目的とするものである。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 予算額

4,000,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和 7 年 8 月 1 日（金） 午後 5 時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和 7 年 8 月 1 日（金） 午後 5 時

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和 7 年 8 月 7 日（木）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

ア 提案書提出場所

① ②のいずれかに提出すること。

① 〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号 北館 2 階

広島空港振興協議会事務局（空港振興課内）

担当者：丸茂、永来

電話（082）513-4014(ダイヤルイン)

電子メール dokukou@pref.hiroshima.lg.jp

② 〒761-1401 香川県高松市香南町岡 1312 番地 7

高松空港株式会社

担当者：蔵本

電話（087）814-3657

電子メール tak_sales@takamatsu-airport.com

イ 提案書提出期限

令和 7 年 8 月 27 日（水） 午後 5 時

- (5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
- ア 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
 - ウ 申請書等の提出は、上記(4)ア①②のいずれかに電子メールにより提出すること。
- (6) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について
- ア 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2 (2) 仕様書等に対する質問書提出期限」までに、上記(4)ア①②のいずれかに電子メールで提出すること。
 - イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (7) 最優秀提案者等として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ア 最優秀提案者等として選定されなかった者に対しては、その旨を電子メールにより通知する。
 - イ 上記の通知を受けた者は、広島空港振興協議会、高松空港株式会社に対してその理由説明を求めることができる。
 - ウ この説明を求める場合は、令和7年9月3日（水）までに、その旨を記載した電子メールを上記(4)ア①②のいずれかに送付すること。
 - エ 上記に対する回答は、令和7年9月4日（木）までに、理由説明を求めた者のみに対して、電子メールにより行う。
- (8) 支払条件
- 業務完了後の一括払いとする。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 参加者の負担について
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (12) 提出された提案書について
- ア 提出された提案書は返却しない。
 - イ 提案書は本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

3 提案書の審査について

(1) 審査方法

提出された提案書に基づく書類審査とする。広島空港振興協議会・高松空港株式会社が設置する公募型プロポーザル選定委員会が審査し、審査基準に定める要件を満たし、かつ最も高い評点を得たものを最優秀提案者として決定する。

日 程：令和7年8月28日（木）～29日（金）

(2) 審査基準

別添「台湾・香港市場からのインバウンド誘客を目的とした瀬戸内エリアにおける新たな観光ルート開発及び情報発信事業」業務公募型プロポーザル審査基準及び配点表により審査する。

(3) 結果の通知

審査結果は令和7年9月2日（火）に、申請書に記載された電子メールアドレスに電子メールで通知する。

4 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

契約書案及び約款のとおり

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

5 添付書類

- ☐ 公告の写し
- ☐ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式
- ☐ 「台湾・香港市場からのインバウンド誘客を目的とした瀬戸内エリアにおける新たな観光ルート開発及び情報発信事業」業務企画提案書作成要領
- ☐ 「台湾・香港市場からのインバウンド誘客を目的とした瀬戸内エリアにおける新たな観光ルート開発及び情報発信事業」仕様書
- ☐ 仕様書等に対する質問書の様式
- ☐ 「台湾・香港市場からのインバウンド誘客を目的とした瀬戸内エリアにおける新たな観光ルート開発及び情報発信事業」業務公募型プロポーザル審査基準及び配点表

【問い合わせ先】

広島空港振興協議会事務局（空港振興課内） 担当 丸茂、永来

電話 (082) 513-4013(ダイヤルイン)

電子メール dokukou@pref.hiroshima.lg.jp

高松空港株式会社 担当者：蔵本

電話 (087) 814-3657

電子メール tak_sales@takamatsu-airport.com